



事業名	～災害に強いまちづくり～ ブロック塀等除却・設置工事費用の助成を開始します
-----	---

ここがポイント	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人所有の塀の除却及び設置の場合は所得制限を設けていません。 ◆除却費は、1m当たり 6 千円以内で除却長さの上限を設けていません。 ◆設置費は、除却費を含まず、助成限度額 20 万円としています。 	事業費	1,360 千円
---------	--	-----	----------

概要	<p>平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震を受け、区は、区有施設の塀について、緊急調査を実施し、安全性が確認できない塀の撤去を行っています。</p> <p>一方、区内には区有施設以外にも安全性を確認できない塀が存在し、区民及び通行人等の生命を守るため、道路沿いに設けられたブロック塀等の除却を促進していくことが求められます。</p> <p>そこで区は、新規事業として、ブロック塀等を所有する方々を対象に、除却費及びそれに伴う新規塀の設置費の一部を助成します。</p> <p>道路沿いに設けられたブロック塀等の除却を促進していき、区民等の生命と財産を保護するとともに、安心して暮らせるまち、災害に強いまちの実現を目指します。</p>
	<p style="text-align: center;">港区ブロック塀等除却・設置工事支援事業の概要</p> <p>区内全域のブロック塀等を所有する方々の除却費及びそれに伴う新規塀の設置費の一部を区が助成します。</p> <p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆助成対象者・・・ブロック塀等の所有者等で、(1)～(3)のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人所有（所得制限なし） (2) マンション管理組合 (3) 中小企業者 (中小企業法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること) ◆助成対象となる工事 道路沿いに設けられた安全性を確認できない 1.2m を超えるブロック塀等の除却工事及びそれに伴う新規塀の設置工事 <p>助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ブロック塀等除却費 除却するブロック塀等の長さ×6,000 円/m 以内 ◆新規塀の設置費 設置する塀等の長さ×10,000 円/m、かつ、設置に要した費用の 2 分の 1 以内。助成限度額 20 万円。 <p>開始時期 平成 30 年 11 月 1 日（木）</p>



▲除却の様子（イメージ）

問合せ	課長	建築課 瀧澤
	☎	03-3578-2280（直通）
	係長	建築課耐震化推進担当 伊藤
	☎	03-3578-2866（直通）